

日本災害時公衆衛生歯科研究会 運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本災害時公衆衛生歯科研究会（Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry（災害歯研（さいがいしけん）・DPHD）と称する。

(目的)

第2条 本会は、災害時に歯科口腔保健に必要な危機管理機能を発揮するための具体的な方策や技術等について検討し、必要な場所に、必要な時に、必要な歯科口腔支援の実施に役立つ具体的・実践的な社会提言を行うことを目的としている。

(位置付け)

第3条 本会は、”個人が集まり、よりよい災害時公衆衛生歯科のための提言を出し、それを広めるための研修ツールの開発や研修指導を行う”ための研究会と位置付け、「歯科保健」に軸足を置いて検討していく。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報の共有、情報の発信
- (2) 災害時の歯科保健の標準化などの提案
- (3) 災害時の多職種連携対応体制の構築
- (4) 研修の題材やスタイルの作成
- (5) 研修への講師派遣
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成)

第5条 本会は、次に掲げる災害時の歯科保健医療支援に関わる保健医療職をもって構成する。メーリングリストへの登録をもって構成員とし、会員と数える。

- (1) 自治体、保健所などに所属する者
- (2) 歯科医師会、歯科衛生士会などの職能団体に所属する者
- (3) 大学、病院などに所属する者
- (4) 企業、研究所などに所属する者

(5) その他、活動に協力をする者

(権利)

第6条 会員は次の権利をもつ。

- (1) メーリングリストや会誌などでの情報をうけとること
- (2) 研修会や会議に出席し、意見をのべること
- (3) 会誌に投稿すること
- (4) 役員に選任されること

(入会・退会)

第7条 本会に入会を希望するものは、メールにて入会を申し込む。

- 2 連絡先・所属先の変更、退会の希望にあたっては、メールにて連絡する。
- 3 次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議によって、退会と扱うことができる。
 - (1) 会員情報の変更などが申請されず、連絡がつかなくなったとき
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
 - (3) その他、退会と扱うべき正当な事由があるとき

第3章 会議

(会議の開催等)

第8条 本会会議は、世話人・顧問・運営委員のうちから招集する。

- 2 役員会議は、世話人・顧問・運営委員によるメール協議とし、必要に応じ随時行う。
- 3 総会は、年に1回開催し、世話人が議長の任にあたる。
- 4 その他、必要に応じて、会議を招集する。

第4章 役員

(役職)

第9条 本会には、役員として世話人、顧問、運営委員を置く。

- 2 世話人は、構成員のうち大学・病院、自治体・保健所、歯科医師会・歯科衛生会などの職能団体に所属する者から一名ずつを選出し、会務を統括する。
- 3 顧問は、構成員から若干名を選出し、会務の情報を把握し、必要と感じた時に提言を行う。
- 3 運営委員は、構成員から20名程度を選出し、この中で事務局機能・委員会活動を担当する。
- 4 役員の中で、委員会を設置して業務にあたることができる。

- 5 役員に任期は設けない。その選出および解任にあたっては、役員会議において提案し、合意を要する。可能な限り、第5条にあげた様々な立場から選出されるように配慮する。

第5章 機関

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、世話人の住所地内に置く。

〒273-0003 千葉県船橋市宮本8-14-18 中久木康一

jsdphd-admin@umin.org

<http://jsdphd.umin.jp/>

(経費)

第12条 本会の会費は徴収しない。

- 2 活動に関わる経費は、それぞれの活動において自己採算とし、参加者などにて負担する。

第7章 雑則

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、役員会議にて検討し、総会の議を経て行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるものの他必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

1. この規程は平成29年10月1日から実施する。
2. この規程の一部を改訂し、平成30年10月15日から実施する。
3. この規程の一部を改訂し、令和5年7月23日から実施する。